起業支援。店舗改裝等助成制度《起業支援》

市では、商店街の活性化を図るため、市街地商店街区域における空地及び空き店舗を活用して集客施設を設置、または商業用店舗を開設した方に費用の一部を助成します。

■申込受付開始日:令和7年4月1日(火)から ※先着順に受付し予算が無くなり次第受付を終了

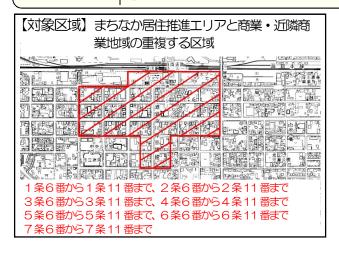
■工 事 期 限:令和8年3月31日(火)までに完成する見込みの店舗

■申込時必要書類:申請書、事業計画書、収支予算書、土地・建物の賃借契約書又は売買契約書の写し、建物の改装等

にかかる工事設計書及び複数業者からの工事見積書の写し、税の納税状況が確認できる資料、深川

市中小企業相談所による事業計画内容に対する意見書、その他参考資料

対象区域		「まちなか居住推進エリア」と商業・近隣商業地域の重複区域内
対象となる 土地・建物		かつて営業などの事業に使用されていた土地や建物で、利用されていない期間が概ね6ヵ月以上経過しているもの
事業区分	集客施設 整備	商店街振興組合等が、集客施設を整備し活用する事業であって、1年以上継続するもの <集客施設>展覧会場、イベントスペース、チャレンジショップコーナーなどの集客力向上のため の施設
	店舗開設	新たに店舗を開設する事業であって、1年以上継続して営業活動を行うもの <対 象 者>中小企業者(法人・個人)や社会福祉法人、NPO 法人など <対象業種>小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など ※但し、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブなどは対象外
助成内容	施設等賃借料助成(家賃助成)	営業のために借りた土地・建物の賃借料(消費税等を除く)の2/5以内 <期 間>開店後3年間 <助成額>集客施設設備120万円以内 / 店舗開設72万円以内 (1年目:10/10、2年目:1年目の2/3、3年目:1年目の1/3)
	改装費 助成	店舗開業準備に係る改装などに要した経費の(消費税を除く)の2/5以内 <助 成 額>集客施設設備200万円以内 / 店舗開設150万円以内 <改装など>新築、増改築、改装、設備(器物備品類は対象外)などの工事及び空き店舗の取得 <条 件>①取得等から1年以内の事業着手 ②改装費等30万円超(集客施設整備100万円超) ③市内業者施行 ④複数業者からの工事見積書(写)添付 ⑤空き地空き店舗となってから概ね6ヵ月以上経過 ⑥中小企業相談所の事前相談による意見書を添付
対象外要件		①市内での移転 ②納税の滞納がある場合 ③対象者が空き地・空き店舗の所有者と生計を一にしている、または2親等以内の親族の場合 ④当該所有者が助成事業者である法人(または団体)の役員である場合 ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項 及び第5項に規定する営業を行う店舗 ⑥本助成制度の利用は原則として1回限りとする



- *市ホームページにて申請様式、取扱などを掲載しています。
- *申請前の着工や工事内容によっては助成対象にならないので、事前にご相談ください。

申請・問合せ先

深川市 経済•地域振興部 商工労働観光課 商工労政係

電 話:0164-26-2264

メール: shokoro@city.fukagawa.lg.jp

市HP: **深川市 空き地空き店舗** で検索